

母子保健の動向と助産師の役割

全国助産師教育協議会総会（平成29年6月10日）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
母子保健課



目次

○母子保健の動向

1. 政府全体の動き
2. 子育て世代包括支援センター
3. 産後ケア事業
4. 産婦健康診査事業
5. 新生児聴覚検査
6. 女性の健康支援事業
7. 「健やか親子21(第2次)」
8. 平成27年度 乳幼児栄養調査
8. 不妊治療

○助産師に求められる役割

アベノミクス 新・三本の矢

新・第一の矢

希望を生み出す
強い経済



新・第一の矢の的
GDP600兆円

新・第二の矢

夢をつむぐ
子育て支援



新・第二の矢の的
希望出生率1.8

新・第三の矢

安心につながる
社会保障



新・第三の矢の的
介護離職ゼロ

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日 閣議決定）

新たな第二の矢は、「夢をつむぐ子育て支援」である。一億総活躍の最も根源的な課題は、人口減少問題に立ち向かうこと。一人でも多くの若者たちの、結婚や出産の希望を叶える。これが「希望出生率1.8」の目標であり、あくまで一人ひとりの希望であって、結婚したくない人、産みたくない人にまで、国が推奨しようというわけではない。

第二の矢 夢をつむぐ子育て支援

【課題】

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせ、就業を継続できる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

【対策の方向性】

働き方改革・両立支援

若者の雇用・経済的基盤の改善

- 若者・非正規雇用対策
- 働き方の見直し
- 男性の意識改革
- 女性活躍推進

非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援

- 育児休業制度の見直し
- 企業の取組の強化
- 柔軟なサービス利用の支援

育児休業と保育の切れ目ない保障

- 保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充
- 保育サービスと接続のとれた育休期間の延長を含む両立支援制度の見直し

総合的子育て支援

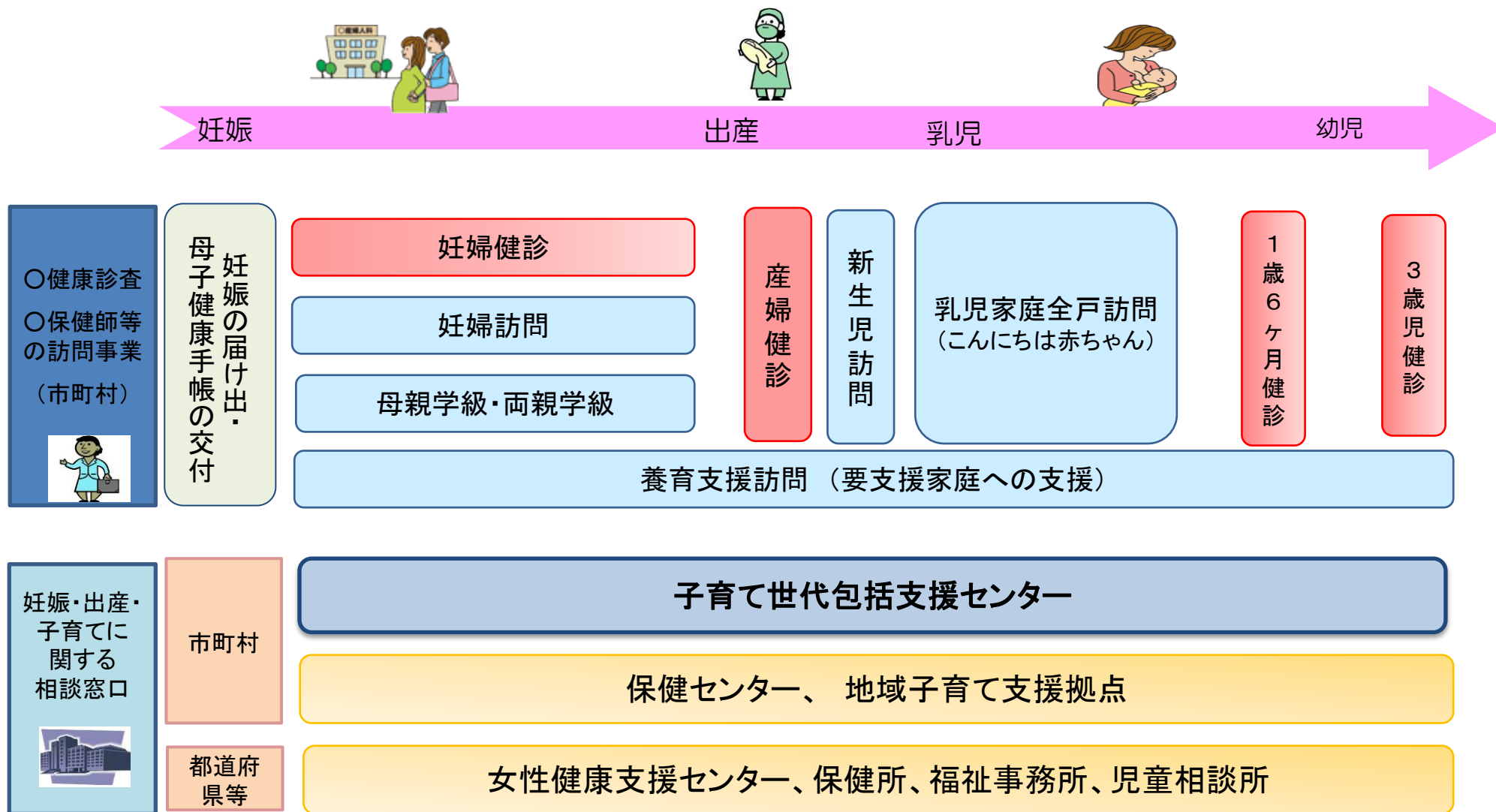
妊娠・出産・子育てへの支援

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
 - ・不妊治療助成の拡充
 - ・子育て世代包括支援センターの全国展開 等
- 地域の子育て家庭への支援

特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)
- 児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

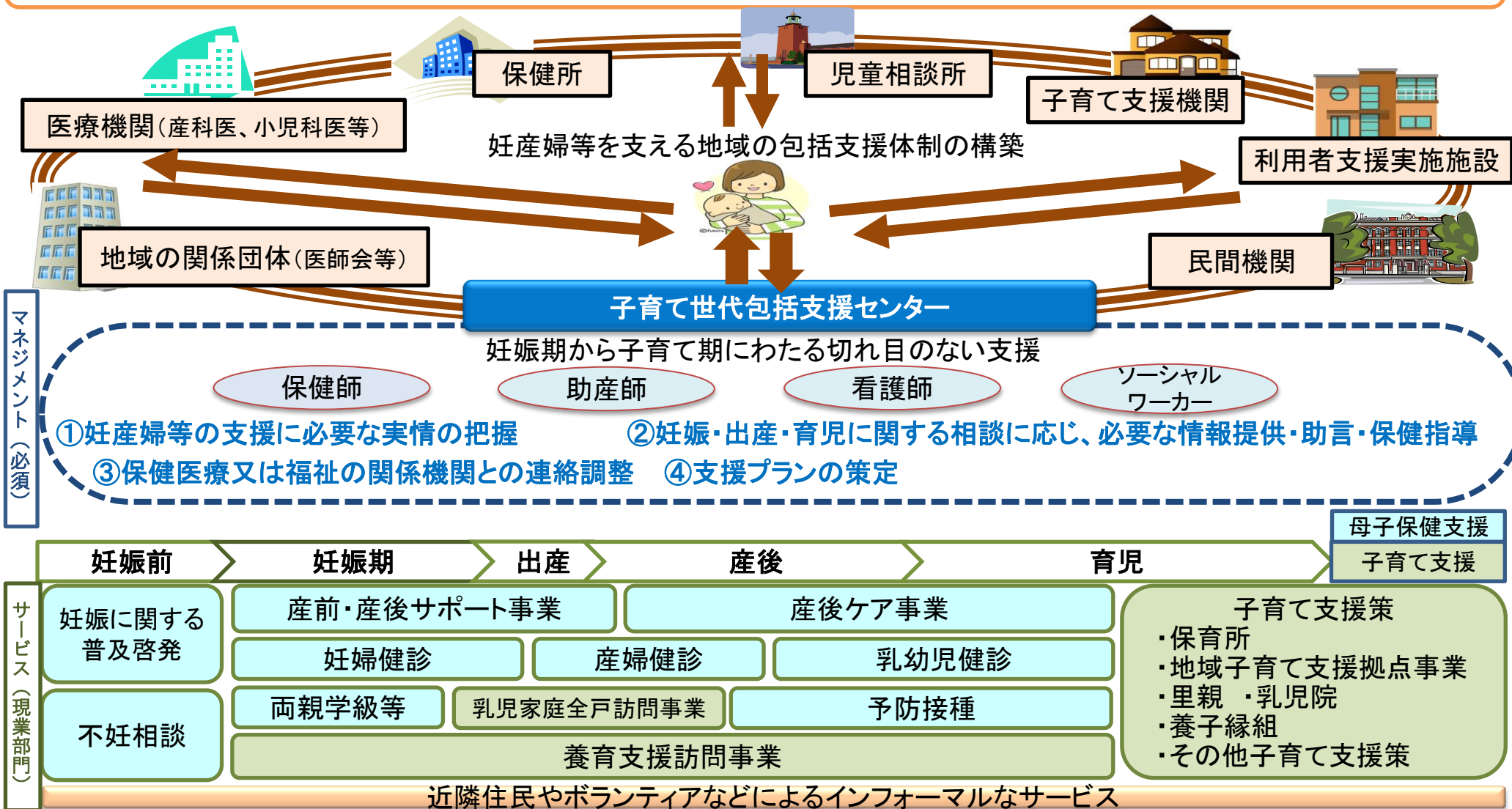
妊娠・出産等に係る支援体制の概要



※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。産婦健康診査については、2回分を公費助成。
また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化（平成29年4月1日施行）（法律上は「母子健康包括支援センター」）。
 - 実施市町村数：296市区町村（720か所）（平成28年4月1日現在） ➢ おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



産後ケア事業について

事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等

○市町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体に等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)
原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)

②褥婦に対する療養上の世話

④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

③産婦及び乳児に対する保健指導

⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
(原則として、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育等を有する施設)

(2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○予算額等 29年度予算 2,326百万円

(29‘基準額 1市町村24,829千円)(補助率 国1/2、市町村1/2)(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成28年度は179市町村において実施)

産婦健康診査事業について【新規】

要 旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事 業 内 容

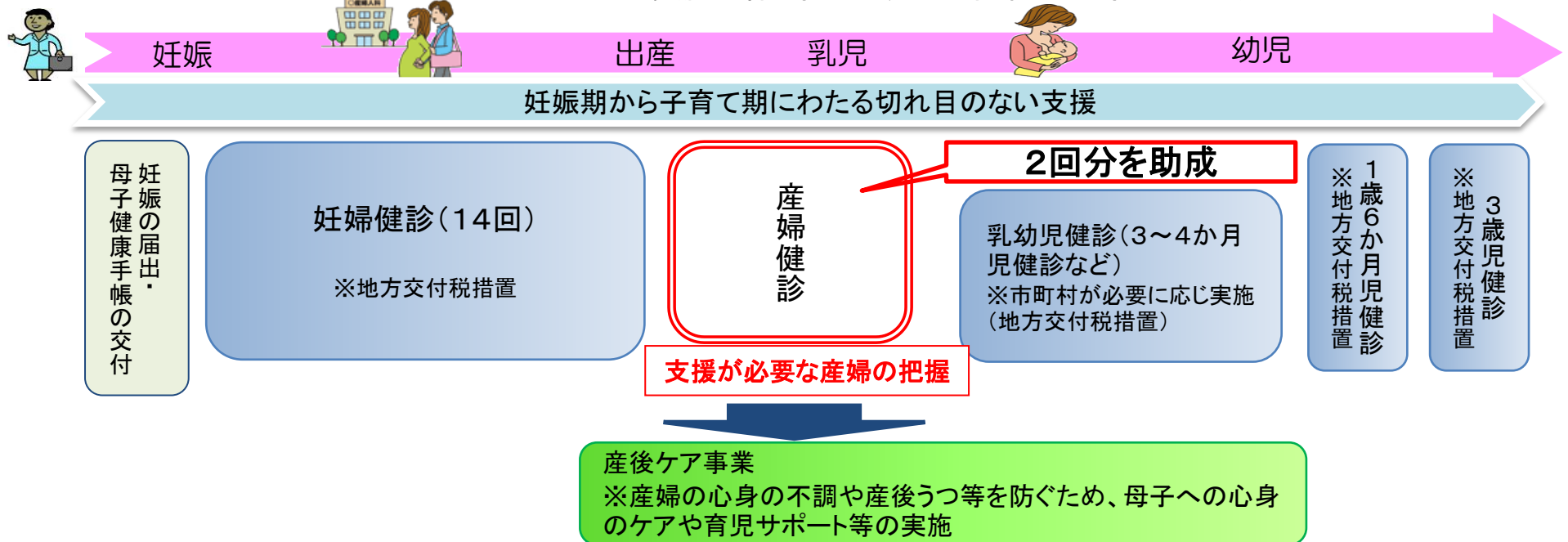
○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

○予算額 平成29年度予算 351百万円（基準額：1回当たり5,000円）

（実施主体：市町村、補助率：国1/2・市町村1/2）



新生児聴覚検査の実施

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要。

検査方法

新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。検査方法は、主に自動ABR又はOAEがある。

自動ABR(自動聴性脳幹反応: Automated Auditory Brainstem Response)・・・新生児聴覚検査用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能を持たせたもので、判定基準は35dBに設定され、「pass(パス)」あるいは「refer(リファア)」で結果が示される。

OAE(耳音響放射: Otoacoustic Emissions)・・・・・・・・内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査。

沿革等

- ・平成12年度～ 国庫補助事業を開始
- ・平成19年度～ 検査費用を一般財源化(検査の実施主体は市町村)
- ・平成24年度～ 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の検査記録に「新生児聴覚検査」を記載し、任意記載事項様式の「新生児(生後約4週間までの赤ちゃん)」のページに「新生児聴覚検査について」を追加。
- ・平成28年3月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して検査に係る留意事項を整理し、市区町村における一層の取組を依頼。
- ・平成28年10月 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の新生児聴覚検査の記録欄について、より詳細な検査結果を記載できるよう改正

(参考) ○厚生労働科学研究費補助金

・平成19年3月:「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」を作成

・平成25～26年度:乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング及び健康診査の効果的実施に関する研究

→耳鼻科領域の分担班で、新生児スクリーニングや乳幼児健診での問題点を検討し、新生児スクリーニング普及率向上への改善策を提示するとともに、1歳未満で実施可能な質問紙等による新たなスクリーニング方法を検討。

○日本医療研究開発機構研究費

・平成27～29年度:乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング等の効果的実施に関する研究

→耳鼻科領域の分担班で、10ヶ月健診での効果的聴覚スクリーニング法の確立を目指すとともに、新生児聴覚スクリーニングの有効性を再検証。

実施状況(平成27年度)

- ・新生児聴覚検査の受診の有無を把握している市区町村は73.8%(1,284/1,741市区町村)
- ・結果を把握している市区町村は、68.8%(1,197/1,741市区町村)
- ・受診の有無を把握し、かつ、受診人数を集計している市区町村(823市区町村)における、出生児に対する初回検査の実施率は81.9%(220,969/269,924人)
- ・初回検査について公費負担を実施している市区町村は、6.8%(118/1,741市区町村)

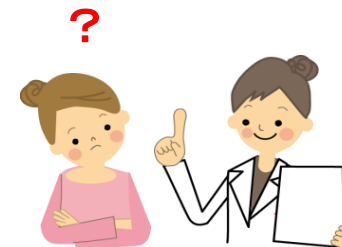
女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国65カ所(平成28年7月1日時点) ※自治体単独9カ所含む (保健所42カ所、助産師会・看護協会16カ所、その他7カ所)

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市、盛岡市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市

○予算額等

平成29年度予算 86百万円 (基準額 160,900円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○相談実績 平成27年度:41,152件(内訳:電話22,515件、面接13,524件、メール3,540件、その他1,573件)

○相談内容

・女性の心身に関する相談(16,173件) ・不妊に関する相談(9,282件) ・思春期の健康相談(6,850件)
・妊娠・避妊に関する相談(5,733件) ・メンタルケア(1,907件) ・婦人科疾患・更年期障害(441件) ・性感染症等(175件)

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(平成13年～平成26年)・第2次計画(平成27年度～平成36年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

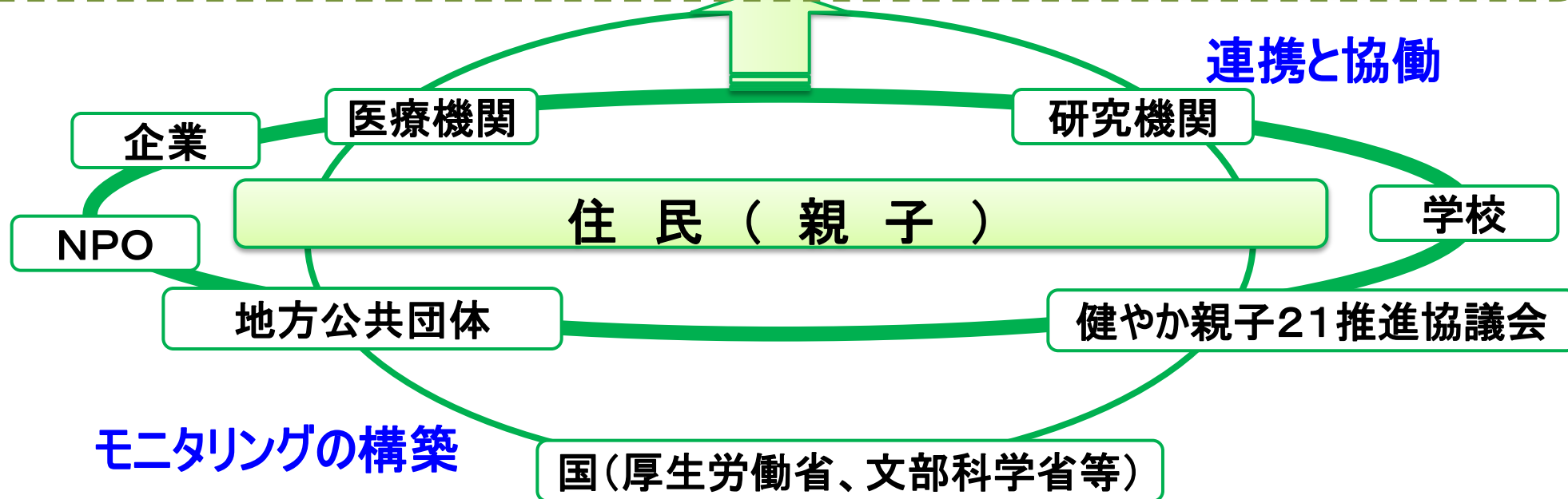
【基盤課題A】
切れ目ない妊産婦・
乳幼児への
保健対策

【基盤課題B】
学童期・思春期から
成人期に向けた
保健対策

【基盤課題C】
子どもの健やかな
成長を見守り育む
地域づくり

【重点課題①】
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

【重点課題②】
妊娠期からの
児童虐待防止対策



健やか親子21(第2次)



すべての子どもが健やかに育つ社会

子育て・健康支援

(重点課題①)

育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

(重点課題②)

妊娠期からの
児童虐待防止対策

相談
相手

予防
接種

不妊

少子化

健康
診査

産後
うつ

低出生
体重児

性

身体
活動

歯科

心の
健康

食育

喫煙
飲酒

肥満
やせ

(基盤課題A)

切れ目ない妊産婦・乳幼児への
保健対策

(基盤課題B)

学童期・思春期から
成人期に向けた保健対策

(基盤課題C)

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

平成27年度 乳幼児栄養調査の概要

調査の概要

平成27年9月実施(前回調査:平成17年9月実施)

- 目的: 全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活改善のための基礎資料を得ること
- 対象: 平成27年国民生活基礎調査に無作為に設定された1,106地区の世帯のうち、平成27年5月31日現在で6歳未満の子どもがいる世帯とその世帯員である6歳未満の子ども(2,992世帯の3,936人について協力が得られ、有効回答が得られた3,871人について集計)
- 調査系統: 厚生労働省-都道府県-保健所設置市・特別区-保健所-調査員-世帯

主な調査項目

※下線が、新規項目

- 乳児期の栄養方法(授乳や離乳食の状況)
- 幼児期の子どもの食事や間食のとり方
- 母親の母乳育児に関する認識及び妊娠中、出産後の授乳の指導・支援状況
- 授乳、離乳食、子どもの食事に関する保護者の困りごと
- 子どもの生活習慣(起床時刻・就寝時刻、共食の状況、朝食習慣、運動と身体活動の状況、テレビ等の視聴時間やゲーム機等の使用時間)
- 子どもの健康状態(肥満度、むし歯の状況、排便の状況)
- 保護者の生活習慣(起床時刻・就寝時刻、朝食習慣)
- 子どもの食物アレルギーの状況及び食物除去や食事制限等の対応
- 社会経済的な要因(経済的な暮らし向き、生活の中の時間的なゆとり、総合的な暮らし)

母乳栄養の割合が増加、経済的な暮らし向きによって子どもの食物摂取に差

〈乳幼児の栄養方法や食事に関する状況〉

- ・授乳期の栄養方法は、母乳栄養の割合が増加。10年前に比べ、生後1か月では42.4%から51.3%、生後3か月では38.0%から54.7%へと増加。
- ・出産施設での母乳育児に関する支援があったと回答した保護者も増加。
- ・授乳、離乳食、子どもの食事について、約8割の保護者は困りごとがあった。

〈乳幼児の生活習慣や健康状態に関する状況〉

- ・朝食を必ず食べる子どもの割合は、93.3%。保護者が朝食を「ほとんど食べない」「全く食べない」と回答した場合は、その割合がそれぞれ78.9%、79.5%と8割を下回った。

〈食物アレルギーや社会経済的要因に関する状況〉

- ・これまでに、食事が原因と思われるアレルギー症状を起こしたことがある子どもの割合は、14.8%。そのうち11.2%は医療機関を未受診。また、食物アレルギーの原因(と思われる)食物の除去や制限をしたことがある保護者の割合は23.6%。そのうち42.1%は医師の指示ではなかった。
- ・社会経済的要因として、経済的な暮らし向き、生活の中の時間的なゆとり、総合的な暮らしについて尋ね、「ゆとりあり」「ゆとりがある」または「ややゆとりがある」と回答した保護者の割合は、それぞれ29.3%、31.1%、41.4%。一方、「ゆとりなし」「あまりゆとりはない」または「全くゆとりはない」と回答した保護者の割合は、それぞれ37.5%、47.1%、21.1%。
- ・社会経済的要因別に、子どもの主要な食物の摂取頻度をみると、経済的な暮らし向きにおいて、有意な差がみられた項目が多かった。
具体的には、魚、大豆・大豆製品、野菜、果物は、経済的な暮らし向きが「ゆとりあり」の場合に摂取頻度が高い傾向がみられ、菓子(菓子パン含む)、インスタントラーメンやカップ麺は、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」の場合に摂取頻度が高い傾向がみられた。

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
- 予算額 平成29年度予算 160億円

2. 沿革

平成16年度創設	支給期間2年間として制度開始
平成18年度	支給期間2年間で5年間に延長
平成19年度	給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、 所得制限額を（650万円→730万円）引き上げ
平成21年度補正	給付額10万円→15万円
平成22年度	給付額15万円を継続
平成23年度	1年度目を年3回に拡充
平成25年度	凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
平成26年度	通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで助成
平成25年度補正	一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施
平成27年度	安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
平成27年度補正	初回治療の助成額を15万→30万円
平成28年度	男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
	妻の年齢が43歳以上の場合助成対象外。通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回まで助成

3. 支給実績

平成16年度	17, 657件
平成17年度	25, 987件
平成18年度	31, 048件
平成19年度	60, 536件
平成20年度	72, 029件
平成21年度	84, 395件
平成22年度	96, 458件
平成23年度	112, 642件
平成24年度	134, 943件
平成25年度	148, 659件
平成26年度	152, 320件
平成27年度	160, 368件